明日の座間を考える！ Next Zama

議員活動報告 No. 15

座間市議会議員

発行元：沖本こうじ後援会事務所
〒228-0012 座間市広野台2-10-6
TEL. 046-254-8655

沖本こうじ（おきもと）

◀ 神奈川県歯科医師会「子ども虐待対応マニュアル」

児童虐待の対応強化を！

一般質問登壇

児童虐待の対応など３項目を政策提案

六月定例会で沖本は八日の一般質問に登壇。①児童虐待の対応について②ＧＩＳ地理情報システムについて③市発行冊子への有料広告導入について質問。市長ならびに当局の答弁を求めました。

【児童虐待の対応についての質問概要】児童相談所の権限と責任を強める改正児童虐待防止法が五月二十五日超党派の議員立法により参議院本会議で可決・成立しました。虐待の通告を受けた児童相談所に安全確認を義務づける一方、強制立ち入り調査権を認める内容で、来年の四月一日から施

６月定例会 ２０議案を承認・可決

六月定例会は六月一日に開会し、市長提出議案十六件、議員提出議案六件、陳情五件を審議し、六月二十二日に閉会しました。定例会では、本会議の初日に、平成十八年度一般会計補正予算（第五号）など、三件の専決処分の採決を行い承認されました。その他、「神奈川県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について」、「道路の路線の認定について」、「損害賠償の額を定めることについて」など、それぞれ常任委員会に付託し内容を精査した結果、各常任委員会及び本会議において原案のとおり可決しました。また、神奈川県最低賃金の改定諮問を早期に行い「同一価値労働同一賃金」の視点に立ち一般労働者の賃金水準への接近を基本にその改定を図ること、改定に当たっては地方最低賃金審議会の自主性を尊重するとともに神奈川県内で最低賃金以下の労働者をなくすために内容の周知徹底を図ることなどを趣旨とした「神奈川県最低賃金改定等についての陳情」が採択され、それに伴う議員提出議案の意見書（県・国へ提出）も可決されました。

『神奈川県最低賃金改定等について』

陳情採択
意見書可決

www16.ocn.ne.jp/~ok-net/index.html

沖本こうじの手作りホームページへアクセス！

welcome kouji okimoto official web site

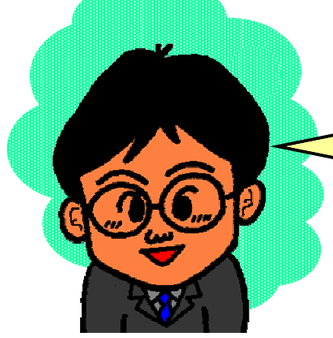

行政に関わる問題・課題を解決するにあたっては「地方議会まめ知識②」で述べた「請願」・「陳情」の提出もありますが、まずは私にご相談ください。ご相談をいただいた中で、日常の議員活動として解決できるものはそれで良し、「これは市議会全体で考え、解決した方が良い」と思われるモノを「請願」や「陳情」に切り替えるのも一つの“やり方”ですから。

「議会報告Ｎｏ．１４」を配布させていただき後、「子どもの通学路に横断歩道を設置してほしい」など３件の相談を頂戴しました。横断歩道の設置に関しては、早々市安全対策課に諮り、市安全対策課と市道路整備課、座間警察署で検討していただくことになっています。皆さんも行政に関わることでしたら何なりとご相談ください。

市政に対するご意見・ご要望、身近かな問題・課題承ります！まずはご連絡を…

連絡先

沖本こうじ後援会
〒228-0012 座間市広野台2-10-6
TEL:046-251-8655 FAX:046-255-1325
E-mail:k-okimoto@peace.ocn.ne.jp

行されます。しかしこの法案には先送りになった問題もあるといわれています。親が必要な治療を子どもに受けさせない「医療ネグレクト」対策です。「医療ネグレクト」とは、医療水準や社会通念に照らして、その子どもにとって必要かつ適切な医療を受けさせないことです。昨年六月、全国約百九十の児童相談所を対象に厚生労働省が実施した調査では、過去五年間に約八十例の「医療ネグレクト」が確認され、うち二件で子どもが死亡していたことが判明しています。近年「医療ネグレクト」の対応について全国的に県や市の歯科医師会が自治体と協力し「虐待防止マニュアル」を作成されるなど積極的な取り組みが広がっています。神奈川県歯科医師会でも昨年「こども虐待対応マニュアル」を県と協力し作成され会員へ配布されています。今年四月一日に座間市歯科医師会が発足されています。この機会に本市としても歯科医師会との連携を取っていただき、児童虐待の早期発見・対応に取り組むべきであると提案します。また、要保護児童の早期発見や適切な保護を図るための「座間市要保護児童対策協議会」の構成機関について、この際今一度ご検討し直されては如何でしょうか。学校・教育委員会、人権擁護委員会、消防署といった機関も歯科医師会と同様に重要機関だと考えます。合わせてご検討いただきたいと思いますが、所見をお伺いします。

【市長答弁概要】児童虐待の「医療ネグレクト」における歯科医師会との関係については、さっそく検討させていただき要請をしてまいります。また「座間市要保護児童対策協議会」構成機関の拡大について具体的なお話をいただきました。十分検討をさせていただき対応をしたいと思います。

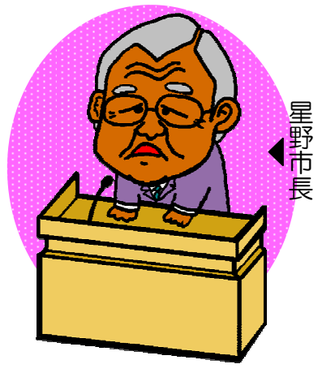

平成１７年度、神奈川県内における政令指定都市を除く市町村ならびに児童相談所の虐待相談受付件数は１，６２４件（内訳は下グラフを参照願います）

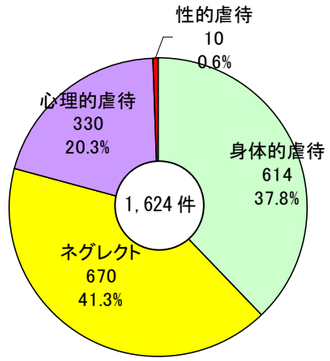

平成１７年度、座間市における相談受付件数は４５件（内訳は下グラフ参照願います）

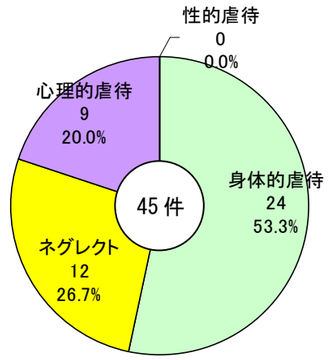

平成19年第3回定例会予定

月	日	曜	内　容
8月	31日	金	本会議開会
9月	6日	木	一般質問
	7日	金	一般質問
	10日	月	一般質問
	12日	水	総務常任委員会
			教育福祉常任委員会
	13日	木	市民経済常任委員会
			建設水道常任委員会
	18日	火	基地対策特別委員会
	19日	水	（委員会予備日）
	27日	木	本会議閉会

本会議は議場で行われます。傍聴をご希望される方は会議当日に傍聴席入口(市庁舎 7 階)までお越しください。受付で住所・氏名・年齢をご記入のうえ、傍聴席へお入りください。なお本会議は 1 階市民サロンのテレビでも放映しています。
また、委員会室 1・2 で行われる常任委員会は、委員長の許可を得て傍聴することができます。一日に 2 委員会を同時開催しています。傍聴をご希望される方は議会事務局(6 階)受付で、住所・氏名・年齢をご記入のうえ係員がご案内いたしますので、委員長の許可を得て傍聴席へお入りください。

議会の傍聴へお越し下さい

◆シリーズ企画・「地方議会の豆知識②」◆

請願、陳情って…？

私たちは、毎日の生活の中でいろいろな問題や課題に直面することがあります。その多くは自分自身や家族、友知人に相談したりして解決しています。しかし、その問題や課題が国、県、市の行政に関わることで、自分たちだけでは解決できないものもあります。そこで、それらの問題や課題に対して市民が市議会に要望できる制度があります。これを「請願」といいます。憲法では「何人も平穏に請願する権利を有し…」と規定されており、一般の請願については請願法が制定されています。地方議会に対する請願については地方自治法及び会議規則で定められていますので、所定の手続きが整っていれば受理されます。受理されたものは直近の定例会に提出されます。提出された請願は、それぞれ所管の委員会に付託され慎重に審査を行います。委員会で結論が出されたものは本会議で委員長により報告され、その報告を踏まえ最終的な結論（採択か不採択など）が出されることになります。請願が採択される、市長に請願書を送付したり、関係機関に意見書や要望書を提出したりするなどして、解決を図るよう求めます。また、これらの審査結果については請願書の提出者にも通知されます。なお、請願には１名以上の議員の紹介が必要となります。それが無い場合は「陳情」となります。請願が憲法で保障されているものに対し、陳情は法律的な権利として行われるものでなく、形式が定められているわけではありません。しかし、座間市議会では陳情書についても「議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする」と会議規則の中で規定しており、市民の“声”を大切にしようと考えられています。

〔請願（陳情）書の書式例〕

① 請願書の表紙には、件名（請願の趣旨を簡潔明瞭に表すもの）と１名以上の紹介議員の署名が必要です。紹介議員の無いものは、陳情として扱われます。
② 本文には、請願の趣旨を簡単明瞭に書いてください。請願の内容がいくつかにわたる時は、内容ごとに個別の請願としてください。
③ 提出年月日、請願者の住所、氏名を記入し、押印してください。なお、法人の場合は代表者印を、任意団体の場合は個人印を押してください。請願者が多数の場合は、代表者を決め、署名簿を提出してください。

〔表紙〕

○○○についての請願（陳情）

紹介議員　△△△△△　㊞
（署名または記名　押印）

※陳情の場合は紹介議員の必要はありません

〔本文〕

○○○についての請願（陳情）
・請願（陳情）の趣旨

請願（陳情）の理由や内容をわかり易く簡潔に記入

年　月　日
座間市議会議長　□□□□殿
請願（陳情）者
住所
氏名　㊞
連絡先（電話番号）